

# 新潟高教組 新教連確定交渉②速報

2021年11月12日 全組合員配布

## 働き方改革への主体性見えず

「超勤縮減は勤務時間に対する意識改革で」

「一律にこの業務をなくせというのは考えにくい」

11月10日（水）県庁501会議室で新教連第2回確定期交渉が行われ、以下のポイントについて重点的にやりとりを行いました。

- ①労働条件改善 ②部活動の適正化、改革 ③ハラスメントの防止・対応

### 「主な回答」

①「上限方針に基づいた業務の削減、簡素化、効率化を進めている」

「教職員の勤務時間に対する意識改革が必要」

県教委として行ったここまでのとりくみを追及したが、学校閉庁日の設定や勤務実態調査の実施、持ち帰り業務の調査、部活動在り方方針の遵守等、時間を制限する取組ばかりの回答となった。具体的業務については「学校ごとに状況が違うので、一律にこの業務をなくせということは考えにくい」とし、県教委の主体性が全く見えない結果となった。勤務時間の意識改革として「限られた時間の中でやりましょうという時間の意識」という発言があった。出退校簿の過少申告・虚偽報告・改ざんの指示はあってはならないことを確認した。今後も年内に行われる予定の上限方針の運用検証会の中でも業務削減について追及していく。

②「方針に沿った休養日の取得達成率は概ね達成」

「部活動の地域移行は、これから準備を進めていく」

部活動改革の方向性について質問したが、「高校における部活動は学校の特色ある活動として位置づけられている場合もあることから、中学とは異なる様々な課題がある。今後スポーツ庁からの情報等に注意しながら準備を進めていく」とし、具体は明らかとならなかった。

③「ハラスメントの適切な対応のために実態把握が必要であることは同感」

「相談窓口の設置、半期に1回所属長へ調査をしている」

ハラスメント防止について、実態把握の重要性から、全教職員調査を行うことを求めた。相談窓口が、所属長・県教委・人事委員会と用意されているが、所属長等からのハラスメントの相談は非常にハードルが高い。調査を行うことについて県教委は否定的な姿勢を見せたが、ハラスメントの対策について意見交換の場を設けることを確認した。実態把握が必要だということについては県教委も同感と答えている。所属長等のハラスメントに対する意識をもたせるためにも、調査を行うことは有効である。引き続き実施に向けて要望していく。

訂正：

指示第54号「一時金に対する臨時的賃金削減措置の削減率圧縮を求める要請FAX行動」のとりくみをお願いしておりますが、新高教HP上の指示文書で、FAX番号の誤りがありませんでした。誤)025-280-5022 正)025-280-5970

11日10時段階で訂正してあります。ご迷惑おかけしたこと深くお詫び申し上げます。